

農林水産関係設計材料単価決定要領 新旧対照表

改定後	改定前
<p style="text-align: center;">農林水産関係設計材料単価決定要領</p> <p>(設計材料単価の構成)</p> <p>第2条 設計材料単価は、次の各号に掲げるものをもって構成する。</p> <p style="padding-left: 2em;">四 国及び建設局の定める単価表を参考に定める単価（以下、「検討資料単価」という。）</p> <p>(附則)</p> <p style="padding-left: 2em;">この要領は、令和 6年 7月 1日から実施する。</p>	<p style="text-align: center;">農林水産関係設計材料単価決定要領</p> <p>(設計材料単価の構成)</p> <p>第2条 設計材料単価は、次の各号に掲げるものをもって構成する。</p> <p style="padding-left: 2em;">四 建設局の定める単価表を参考に定める単価（以下、「検討資料単価」という。）</p>